

# 専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

## 従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

### 密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

### 近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

## 要件の緩和 (\* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)

A地区  
公営住宅  
建築工事

同一の専任の  
主任技術者



構造部材(木材)  
を一括で調達

10km程度以内

B地区共同住宅建築工事

### 近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

### 密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの  
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要